

## 茅ヶ崎市成年後見制度利用支援助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者、知的障害者及び精神障害者が成年後見制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、当該費用の全部又は一部を市が助成することについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後見開始等の審判 民法（明治29年法律第89号）の規定による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判をいう。
- (2) 報酬の付与 家庭裁判所が審判をする家事事件手続法（平成23年法律第52号）第39条別表第1による報酬の付与をいう。
- (3) 審判請求費用 後見開始等の審判の請求に要する費用をいう。
- (4) 成年後見人等報酬 報酬の付与の審判により家庭裁判所が決定した金額をいう。
- (5) 費用助成金 審判請求費用等に対して茅ヶ崎市が行う助成金をいう。
- (6) 報酬助成金 成年後見人等報酬に対して茅ヶ崎市が行う助成金をいう。
- (7) 預貯金等 報酬の付与の申立書に記載した預貯金、現金及び有価証券関係
- (8) 居宅生活基準額 申請時点の生活保護法における保護の基準額表による居宅生活費1か月分をいう。

### (助成の種類)

第3条 助成の種類は、審判請求費用に対する助成並びに成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）又は成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人（以下「成年後見監督人等」という。）の成年後見人等報酬に対する助成とする。

### (助成の対象者)

第4条 助成の対象者は、後見開始等の審判が確定し、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市内に居住地若しくは現在地を有する者又は本市の援護等により本市以外の自治体に所在する第5条第2項各号に掲げるいずれかの施設等に入所している者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者である者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に定める支援給付を受けている者

- (2) 前号に掲げる者のほか、助成の対象者と生計を一にする世帯員全員が市民税非課税であり、活用できる資産がなく、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると市長が認める者

ただし、助成の対象者に同一の世帯に属する者があっても明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合は、その者は同一の世帯に属する者とはしないこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は助成の対象者としな

- (1) 他の地方公共団体等により、審判請求費用若しくは報酬に対する助成を受けている者

- (2) 他の地方公共団体が実施する援護等により、第5条第2項各号に掲げるいずれかの施設等に入所している者

(助成金の額)

第5条 費用助成金の額は、審判請求費用のうち収入印紙代、切手代、診断書料及び鑑定費用について要した費用とする。

- 2 報酬助成金の額は、別表のとおりとする。なお、助成の対象者が在宅の場合は月額28,000円を上限とし、次の各号に掲げる施設等に入所している場合（以下「施設等入所の場合」という。）は月額18,000円を上限として報酬助成金を支払う。

ただし、別表により算出された報酬助成金が後見人等報酬より高額となる場合には、後見人等報酬の金額を上限として支払うこととする。

- (1) 生活保護法に定める保護施設
- (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害者支援施設又は共同生活援助を行う住居
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居又は有料老人ホーム
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護保険施設
- (5) 医療法（昭和23年法律第205号）に定める医療提供施設（ただし、3箇月を超えて入院した場合に限る。）
- (6) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第8号に規定する生活困難者

のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う場所

(7) 前各号の類似施設で市長が認める施設

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、助成の種類に応じて成年後見制度利用支援助成金交付申請書（第1号様式又は第2号様式）に関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 費用助成金の申請は、後見開始等の審判が確定した日から起算して1年以内に行わなければならない。

3 報酬助成金の申請は、報酬の付与の審判が確定した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査してその適否を決定し、その結果を成年後見制度利用支援助成金交付決定（却下）通知書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者は、成年後見制度利用支援助成金請求書（第4号様式）により助成金を請求することができる。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金を受けた者があるときは、その者に対して、その助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、同日以後に交付決定する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

別表

		報酬助成金の計算方法	報酬助成金
第4条第1項1号に掲げる者	在宅の場合	預貯金等の合計金額から後見人等報酬を引いた金額（以下「残額」という。）が336,000円未満の場合	336,000円から残額を引いた額
		残額が336,000円以上の場合	0円
	施設等入所の場合	残額が216,000円未満の場合	216,000円から残額を引いた額
		残額が216,000円以上の場合	0円
第4条第1項2号に掲げる者	在宅の場合・施設等入所の場合	残額が居宅生活基準額6か月分の金額未満の場合	居宅生活基準額6か月分の金額から残額を引いた額
		残額が居宅生活金額6か月分の金額以上の場合	0円